

第二種特定鳥獣管理計画

(イノシシ)

第1期

平成27年3月

(平成28年3月変更)

岐阜県

目 次

【本文】

1 管理すべき鳥獣の種類	1
2 計画期間	1
3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
4 計画策定の目的及び背景	1
(1) 目的	1
(2) 背景	1
5 これまでの経過と現状	1
(1) これまでの経過(取組)	1
(2) 現状	2
① 分布域	2
② 生息環境	2
③ 生息状況	2
1) 分布域の推移	2
2) SPUE(目撃効率(1日1人当たりの目撃数))分布の推移	2
3) CPUE(捕獲効率(1日1人当たりの捕獲数))分布の推移	2
4) SPUE及びCPUEの平均値の推移	3
④ 捕獲状況	3
1) 狩猟捕獲	3
2) 有害捕獲	3
3) 狩猟と有害の捕獲数(総捕獲数)とその割合の推移	3
⑤ 狩猟者の状況	4
1) 狩猟者数(免許数)の推移(網を除く)	4
2) 狩猟者(免許)の年齢構成の推移	4
3) 狩猟者登録数の推移	4
4) 狩猟者別(猟法別)捕獲割合の推移	4
⑥ 被害及び被害防除状況	5
1) 農業被害	5
2) 林業被害	5
3) 被害の防除状況(捕獲以外)	5
6 第二種特定鳥獣の管理の目標	5
7 目標を達成するための施策の基本的考え方	6
8 目標を達成するための方策	6
(1) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	6
① 狩猟	6
1) 狩猟期間の延長	6
2) 休猟区内における狩猟の特例	7
3) 特定の区域における「くくりわな径」の制限解除	7
② 有害捕獲の推進	7
③ 個体数調整捕獲の実施	7

④ 指定管理鳥獣捕獲等事業	_____	8
1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的	_____	8
2) 実施期間	_____	8
3) 実施区域	_____	8
4) 事業の目標	_____	8
5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	_____	8
6) 事業の実施者	_____	8
(2) その他方策	_____	8
① 狩猟免許取得の推進	_____	8
② 市町村の被害防止対策に対する支援	_____	8
9 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	_____	9
(1) 森林の整備・保全	_____	9
(2) 農地周辺の整備	_____	9
10 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	_____	9
(1) モニタリング調査	_____	9
(2) 計画の実施体制	_____	9

【資料編】

1 現状	_____	1
(1) 分布域	_____	1
(2) 生息環境	_____	1
① 耕作放棄地率	_____	1
② 圏域別耕作放棄地率	_____	2
(3) 生息状況	_____	2
① 分布域	_____	2
② SPUE（目撃効率（1日1人当たりの目撃数））分布の推移	_____	3
③ CPUE（捕獲効率（1日1人当たりの捕獲数））の分布	_____	4
④ SPUE及びCPUEの平均値の推移	_____	6
(4) 捕獲状況	_____	6
① 狩猟捕獲	_____	6
② 有害捕獲	_____	8
③ 狩猟と有害の捕獲数（総捕獲数）とその割合の推移	_____	8
(5) 狩猟者の状況	_____	9
① 狩猟者数（免許数）の推移	_____	9
② 狩猟者（免許）の年齢構成の推移	_____	11
③ 狩猟者登録数の推移	_____	11
④ 狩猟者別（猟法別）捕獲割合の推移	_____	13
(6) 被害及び被害防除状況	_____	13
① 農業被害	_____	13
② 林業被害	_____	16
③ 被害防除状況（農業）	_____	16
(7) 市町村被害防止計画における被害の縮減目標	_____	16
(8) モニタリング調査	_____	18
2 計画の実施体制	_____	19

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（イノブタを含む。）

2 計画期間

平成 27 年 5 月 29 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

岐阜県全域

なお、分布域に明確な境界がないことから、県内に生息するイノシシを全て同一の地域個体群として扱う。（資料編 P1, 図 1）

4 計画策定の目的及び背景

（1）目的

- ・ 農業被害等の軽減
- ・ 地域個体群の長期にわたる安定的な維持

（2）背景

イノシシは、有史以前から日本に生息し、食料、衣料、日常生活品の重要な資源として、狩猟の対象となっていた。

しかし、弥生時代以降の農耕社会への移行に伴い、イノシシは農業に対する有害獣という認識も持たれ始め、農作物を守るための多大な労力が費やされるようになった。

江戸時代の古文書（大垣藩雑事）によれば、揖斐川町（旧久瀬村）に大規模なシシ垣を構築したことが記録されており、人口の増加と農耕地の拡大に伴い、イノシシと人との軋轢が激しくなっていたことが伺える。

現在、岐阜県では中山間地域を中心にイノシシをはじめとする野生鳥獣による農業被害が深刻化しており、その総被害額は約 471 百万円（平成 25 年度）にも上っている。特にイノシシによる被害は深刻で、その被害額は総被害額の 4 割弱を占めるなど、中山間地域の農業振興を図るうえでの大きな障害となっている。また、岐阜県におけるイノシシの分布域は高山帯の植物群落にまで拡大しており、イノシシによる高山植物の食害や掘り起しによる損傷も問題視され始めている。

このようななか、環境省及び農林水産省は、平成 25 年 12 月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、イノシシの生息数を 10 年後（平成 35 年度）までに半減することを当面の捕獲目標としている。

一方、イノシシなどの野生生物は、全国第 5 位の森林面積（862 千 ha）を擁し、森林率が全国第 2 位（81%）という特色を有する岐阜県の、森林生態系を構成する重要な要素であり、貴重な財産でもある。

5 これまでの経過と現状

（1）これまでの経過（取組）

- ・ 特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）第 1 期の策定
平成 19 年度以降イノシシによる農業被害が深刻化したことから農業被害額の減少（平成 25 年度/平成 20 年度=70%）を保護管理の目標として平成 21 年度に特定

鳥獣保護管理計画（イノシシ）第1期（以下「前特定計画」）を策定、平成22年度から運用を開始した。ここにおいて、イノシシに対する狩猟規制の緩和（狩猟期の延長、特例休猟区の設定）、有害捕獲規制の緩和（許可期間及び1許可に係る許可数量の拡大、予察捕獲の推奨）などを行っている。

- ・ 前特定計画の変更1（平成23年3月）
捕獲圧を高めるため、延長狩猟期に実施可能なわな猟の追加を行った。
- ・ 前特定計画の変更2（平成24年8月）
捕獲圧を高めるため、くくりわなの輪の直径の制限を一部地域で解除した。
前特定計画の策定及び2回にわたる変更によりイノシシの捕獲規制の緩和等を行ったが、イノシシによる農業被害額が減少しているとはいえない。

（2）現状

① 分布域

県内のほぼ全域に切れ目なく分布している。（資料編 P1, 図1）

② 生息環境

イノシシは、落葉広葉樹林をはじめ、常緑広葉樹林、里山の二次林、竹林や荒廃地など幅広い環境に分布するといわれている。

一方、その制限要因として、積雪深30cm以上の日が70日以上続く積雪条件と、森林率が40%以下となるような土地利用条件が報告（常田・丸山1980）されている。

岐阜県をみると、もともと森林率が極めて高いうえ、近年、積雪量が減少の、積雪期間が短縮の傾向にあるといわれていることから、イノシシの生息適地は県北部を中心として拡大しているものと考えられる。

耕作放棄地は、イノシシの餌となり、身を隠すカバーともなるクズやススキ等が繁茂することからイノシシの好適地となり、農地等への侵入経路ともなっているとの指摘がある。平成22年度における岐阜県の耕作放棄地率は9.5%（5,490ha）で、圏域別では、最も高い中濃が15.9%、次いで東濃13.9%、飛騨12.3%、岐阜6.5%、西濃4.0%となっている。（資料編 P1-2, 表1, 図2）

③ 生息状況

1) 分布域の推移

昭和53年度、平成14年度及び平成20～25年度のイノシシの分布域をみると、年を経るに従い県北部にまで拡大し、近年は、高標高域にまで達している。（資料編 P2, 図3）

2) SPUE（目撃効率（1日1人当たりの目撃数））分布の推移

平成22年度から25年度までの狩猟期における第1種銃猟狩猟者によるイノシシのSPUE分布の推移をみると、いずれの年度も飛騨圏域において高SPUEメッシュが数多く出現している。（資料編 P3, 図4）

3) CPUE（捕獲効率（1日1人当たりの捕獲数））分布の推移

ア 第1種銃猟

平成 22 年度から 25 年度までの狩猟期における第 1 種銃猟狩猟者によるイノシシの CPUE 分布の推移をみると、西濃圏域北部から中濃圏域北部にかけてと飛騨圏域において高 CPUE メッシュが高頻度で出現している。特に飛騨圏域では全ての年度において出現し、年度当たりの数も最も多い。(資料編 P4, 図 5)

イ わな

平成 22 年度から 25 年度までの狩猟期におけるわな猟狩猟者によるイノシシの CPUE 分布の推移をみると、銃猟に比べ地域間における際立った差はない。しかし、飛騨地方においてわな猟が行われているメッシュ数が極端に少ないという特徴がある。(資料編 P5, 図 6)

4) SPUE 及び CPUE の平均値の推移

平成 22 年度から 25 年度までの上記 SPUE 及び CPUE の平均値の推移をみると、堅果類の豊凶の影響を受けている傾向がみられる。この影響を排除してイノシシの生息密度の増減を把握するためには、同様の調査を継続実施し、データを集積する必要がある。(資料編 P6, 図 7)

④ 捕獲状況

1) 狩猟捕獲

昭和 27 年度以降平成 25 年度までの狩猟捕獲数の推移をみると、平均捕獲数(頭/年度)は、昭和 27 年度から 46 年度まで(20 年間)は約 1,000、昭和 47 年度から 56 年度まで(10 年間)は約 1,800、昭和 61 年度から平成 3 年度まで(10 年間)は約 1,100、平成 4 年度から平成 13 年度まで(10 年間)は約 2,400、平成 14 年度から平成 25 年度まで(12 年間)は約 4,700 となっている。このように、約 10 年間の平均捕獲数の推移の傾向は直近の 2 期連続で増加にあるが、平成 14 年度以降の年度当たりの捕獲数の傾向は、平成 22 年度のような極端な年度を除き、ほぼ横ばいにある。(資料編 P7, 図 8)

なお、岐阜県のほぼ全域においてイノシシの狩猟捕獲が行われている。(資料編 P7, 図 9)

2) 有害捕獲

昭和 45 年度以降平成 25 年度までの有害捕獲数の推移をみると、平均捕獲数(頭/年度)は、極端な増加傾向に転じる平成 10 年度まで(29 年間)は約 250、その後平成 11 年度から 20 年度まで(10 年間)は約 1,800、平成 21 年度から 25 年度まで(5 年間)は約 6,200 と、近年急速に増加しており、直近 5 年間の年度当たりの捕獲数の傾向も増加にある。(資料編 P8, 図 10)

なお、奥山における有害捕獲実績はない。(資料編 P8, 図 11)

3) 狩猟と有害の捕獲数(総捕獲数)とその割合の推移

昭和 45 年度以降平成 25 年度までの総捕獲数の推移をみると、傾向は平成時代の間において増加の状態が続いている。(資料編 P9, 図 12)

昭和 45 年度以降平成 25 年度までの総捕獲数の内訳(%)の推移をみると、平成 11 年度までは狩猟捕獲が約 80%から 90%の間で推移しているが、その後は有害捕

獲が急速に上昇し、平成 23 年度以降は有害捕獲が狩猟捕獲を上回っている。(資料編 P9, 図 13)

⑤ 狩猟者の状況

1) 狩猟者数(免許数)の推移(網を除く)

昭和40年度から平成25年度までの岐阜県に住所を有する狩猟者数の推移をみると、狩猟者数は昭和51年度に2度目のピークを迎えて以降、極端な減少傾向を示し、昭和61年度までの10年間の減少数は約9,500人となっている。その後も減少傾向は続いているが、そのスピードは緩やかとなり、近年はほぼ横ばいの状態にある。(資料編P10, 図14)

次に種別の狩猟者数の推移をみると、第1種銃猟は昭和50年度にピーク(14,035人)を迎えて以降、極端な減少傾向を示し、昭和60年度までの10年間の減少数は約9,100人となっている。その後、減少スピードはやや緩やかとなっているものの減少傾向にあり、平成21年度以降は2,000人を割り込んでいる。

一方、わな猟は近年じわじわと増加してきており、平成23年度(2,084人)以降、第1種銃猟を上回っている。

なお、第2種銃猟は昭和56年度をピーク(1,286人)に減少傾向にあり、平成25年度には100人を切っている。(資料編P10, 図15)

2) 狩猟者(免許)の年齢構成の推移

昭和40年度以降平成25年度までの狩猟者の年齢構成の推移をみると、60歳以上の上昇が際立っているが、ここ数年は横ばいの状態にある(平成25年度は67.4%)。一方、平成25年度において最も低いのは20歳代の若い世代(1.9%)であるが、近年、わずかではあるが上昇傾向にある。(資料編P11, 図16, 17)

3) 狩猟者登録数の推移

平成21年度から25年度までの年齢別の第1種銃猟狩猟者登録数(岐阜県に住所を有する者のものに限る。)の推移をみると、最頻値年齢前後の最も登録数の多い年齢群がそのまま高齢化の方にシフトしながら減少していく傾向が目立つ。

なお、平成25年度の当該登録の総数(1,271)は、平成21年度(1,666)の76.3%となっている。(資料編P12, 図18)

平成21年度から25年度までの年齢別のわな猟狩猟者登録数(岐阜県に住所を有する者のものに限る。)の推移をみると、最頻値年齢前後の最も登録数の多い年齢群がそのまま高齢化の方にシフトしながら増加していく傾向が目立つ。

なお、平成25年度の当該登録の総数(1,409)は、平成21年度(1,132)の124.5%となっている。(資料編P12, 図19)

4) 狩猟者別(猟法別)捕獲割合の推移

平成元年度以降25年度までのイノシシの狩猟者別捕獲割合の推移をみると、平成元年度は、第1種銃猟の割合が圧倒的に高く、全体の92.5%を占めている。その後は、わな猟狩猟者の増加と第1種銃猟狩猟者の減少に比例するかのように、わな猟の割合が上昇している。平成16年度に初めてわな猟の割合が第1種銃猟のもの

(わな猟 61%、第 1 種銃猟 39%) を上回って以降は、平成 17 年度と 21 年度を除いてわな猟の割合が第 1 種銃猟のものを上回っている。(資料編 P13, 図 20)

⑥ 被害及び被害防除状況

1) 農業被害

平成 16 年度以降 25 年度までの鳥獣による農業被害額の推移をみると、平成 19 年度の大幅な増加*以降は 400 百万円前後を推移しながらやや増加傾向にあり、平成 25 年度は約 471 百万円となっている。

次に、イノシシによるものをみると、平成 22 年度に過去最高の被害額 (228 百万円) を記録したが、その後 3 年の被害額の平均 (159 百万円) は、その前 3 年の平均 (177 百万円) を下回っている。

なお、鳥獣種類別では、いずれの年度もイノシシのものが最も大きく、平成 25 年度は 175 百万円で、鳥獣被害全体に占める割合は 37.3% となっている。

(資料編 P14, 図 21)

*この増加は、実態として被害が増えたのではなく、被害の把握が進んだことによるものだと考えられている。

平成 21 年度から 25 年度までにイノシシによる農業被害の発生した市町村の耕地面積と被害額の間をみると、耕地面積と被害額の大小には一定の相関が認められる。(資料編 P14, 図 22)

平成 16 年度以降 25 年度までのイノシシによる圏域別農業被害額の推移をみると、平成 19 年度と 21 年度を除いて中濃圏域が最も大きく、平成 25 年度の被害額は約 93 百万円、全体に占める割合は 52.9% となっている。(資料編 P15, 図 23)

次に、平成 16 年度以降 25 年度までのイノシシによる農業作物別被害額の推移をみると、稲が際立って大きく、次いで野菜の順で、10 年間この順位は変わっていない。なお、平成 25 年度の稲及び野菜の被害額及び全体に占める割合は、それぞれ 110 百万円、62.7% 及び 34 百万円、19.6% となっている。(資料編 P15, 図 24)

2) 林業被害

イノシシによる被害のほとんどは農業のものであり、林業については、特用林産物のものがわずかに報告されている程度である。(資料編 P16, 表 2)

3) 被害の防除状況 (捕獲以外)

岐阜県では平成 18 年度以降、国の交付金等を活用した鳥獣防護柵の設置を本格化し、その総延長は平成 25 年度末において 800km を超えている。(資料編 P16, 表 3)

6 第二種特定鳥獣の管理の目標

国が、平成 25 年 12 月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、イノシシの当面の捕獲目標として生息数を 10 年後 (平成 35 年度) までに半減するとしていること、また、岐阜県においても分布域が拡大していることなどから、前特定計画以上の捕獲圧を加えてもイノシシ地域個体群の維持に悪影響を及ぼすようなことは考えにくい。

一方、イノシシによる被害のほとんどは農業のものであり、当該計画の主たる目的も農業被害の軽減であるが、その生息密度と被害の相関は低いといわれている（イノシシの保護管理に関するレポート（平成 24 年度版））。また、イノシシの管理において、農業被害や生態系への影響の許容レベルは、最終的には生物学的にはではなく地域の合意で決まるといわれている（イノシシの保護管理に関するレポート（平成 24 年度版））。

このことから、イノシシの管理に係る特定計画の目標は、農業者等から一定の納得を得られるレベルにまでに被害を減少させることとすることが現実的である。

具体的には、イノシシに係る被害対策の主たる実施者であり、最も農業者等の声が届きやすいと考えられる市町村が、各々の実情を勘案して定める被害の縮減目標*（資料編 P17, 表 4）を、各々の市町村が達成することとする。

※ 市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 4 条の規定に基づき定める市町村被害防止計画の中の目標

7 目標を達成するための施策の基本的考え方

現状においてイノシシの分布は県内のほぼ全域にまで拡大し、農業被害も軽減されていないことから、本特定計画期間においては、前特定計画期間の捕獲制度（有害及び狩猟）に加え、新たな捕獲制度（個体数調整等）を導入するなどイノシシに対する捕獲圧をさらに高める。また、捕獲だけでなく、適切な柵の設置による農地の防護等によりイノシシを人間の活動域から排除する。

この取り組みを推進させるためには、イノシシに関する情報を正確に把握することが不可欠であることから、生息・被害・捕獲等の状況についての継続的なモニタリングを行い、必要に応じてその結果を本特定計画にフィードバックさせることにより、目標の効果的な達成を図る。

8 目標を達成するための方策

(1) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

① 狩猟

1) 狩猟期間の延長

狩猟による捕獲圧を高め生息密度の低減を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第 14 条第 2 項の規定を適用し次の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、イノシシ及びニホンジカの狩猟期間を延長する。延長後の狩猟期間は、キノコ狩り、山菜採りや溪流釣り等の入山者への配慮から、11 月 1 日から 3 月 15 日までとする。

・ 11 月 1 日から 11 月 14 日までの猟法

入山者への配慮のため、法第 12 条第 2 項の規定を適用し、イノシシ及びニホンジカを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたイノシシ及びニホンジカのとめさしに限る）以外を禁止する。

・ 2 月 16 日から 3 月 15 日までの猟法

前特定計画から引き続き、法第 12 条第 2 項の規定を適用し、イノシシ及びニホンジカを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。ただし、入山者や希少

鳥獣の繁殖活動への配慮のため、わな猟を推奨する。

- ・ 11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月15日までのわな猟
法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは禁止する。

2) 休猟区内における狩猟の特例

農業被害等軽減のための個体数管理を推進するため、前特定計画と同様、法第14条第1項の規定を適用し次の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、岐阜県内で指定されるすべての休猟区をイノシシ及びニホンジカの狩猟ができる区域とする。

- ・ 11月1日から11月14日までの猟法
法第12条第2項の規定を適用し、イノシシ及びニホンジカを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたイノシシ及びニホンジカのとめさしに限る）以外を禁止する。
- ・ 2月16日から3月15日までの猟法
法第12条第2項の規定を適用し、イノシシ及びニホンジカを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。
- ・ 11月1日から3月15日までわな猟
法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは禁止する。

3) 特定の区域における「くくりわな径」の制限解除

前特定計画と同様、ツキノワグマの生息が考えにくい養老郡養老町、海津市及び大垣市上石津地区において、法第14条第3項の規定を適用し、法第12条第1項の規定により12cm以内とされているくくりわな径の制限を解除した。しかし、平成27年5月にこれらの地域にまたがる養老山地でツキノワグマが確認され、その動向から他地域との往来によりこれらの地域でもツキノワグマの生息が考えられるため、この制限解除を廃止する。

② 有害捕獲の推進

イノシシによる被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合においてもイノシシの有害捕獲を積極的に推進し、人間の活動域からイノシシを排除する。

③ 個体数調整捕獲の実施

イノシシによる被害のリスクが高く、かつ捕獲の要望が強い地域において、さらなる捕獲を推進するため、個体数調整を目的とした捕獲を実施する。

その実施にあたっては、農林業や希少植物等への被害リスクの詳細を把握するとともに、狩猟や有害捕獲との間に混乱が生じることのないよう、県、市町村、捕獲を行

う者等と協議し、実施地域や期間等を調整する。

④ 指定管理鳥獣捕獲等事業

1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

イノシシによる被害のリスクが高く、かつ捕獲の要望が強い地域における他の管理捕獲を補完することによりイノシシの捕獲等を推進し、本特定計画の目標の達成を図る。

2) 実施期間

原則として1年以内とする。

3) 実施区域

県内全域とする。

4) 事業の目標

他の管理捕獲と相まって、本特定計画の目標を達成するために必要な捕獲数を確保する。

5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

・方法

狩猟や他の管理捕獲との間に混乱の生じることがないように、県、市町村、事業の実施者等と協議して決定する。

・実施結果の把握及び評価

捕獲実績の把握・分析等を行い、学識経験者等を構成員とする検討会を開催するとともに、HP等により一般県民に公表する。

6) 事業の実施者

岐阜県又は岐阜県から委託を受けた者とする。

(2) その他方策

① 狩猟免許取得の推進

狩猟者の減少及び高齢化により、地域によっては有害捕獲への対応が困難になっていることから、狩猟免許制度のPRに努め、新規の狩猟免許取得を推進するための講習会を開催する。また、狩猟免許試験を土曜日や冬期にも実施し、新規狩猟免許取得者の増加を図り、個体数管理の担い手を育成・確保していく。

② 市町村の被害防止対策に対する支援

平成23年1月に岐阜県鳥獣被害対策本部を立ち上げて以降、「寄せ付けない対策」、「侵入を防ぐ対策」、「数を減らす対策」を柱として農業被害対策を推進しており、本特定計画期間中においても、これを継続実施する。

このうち、侵入を防ぐ対策については、国の交付金を活用しながら集落ぐるみによる防護柵設置を促進する等して地域ぐるみの取組を支援するとともに、各地域に重点支援地区を設置して集中的に集落座談会や柵設置研修会を開催し、周辺地区への被害防止対策の普及・推進を図る。

9 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 森林の整備・保全

岐阜県は全国第2位の森林率（81%）を誇り、その79%を占める民有林の43%が広葉樹天然林である等、豊かな自然環境が残っている。このため、現有森林環境の保全を最重要事項とし、その質の向上を図るための針広混交林化、ナラ枯れ被害対策等を行う。

※（出典：林野庁「森林資源現況」（平成24年3月31日）、農林水産省「2010年世界農林業センサス」、岐阜県森林林業統計書（平成24年度版））

(2) 農地周辺の整備

- ・ 農地防護柵の設置
- ・ 農地と山林の間の除草及び除間伐による緩衝地帯の創出
- ・ 放任又は収穫残渣農作物等の適正な処理の実施

10 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) モニタリング調査

本特定計画期間中においてもイノシシに関するモニタリング調査（資料編P18, 表5）を継続的に実施・分析し、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

(2) 計画の実施体制

県、市町村、猟友会及び農業協同組合等の関係機関並びに農家等住民との密接な連携のもと、本特定計画の目的を達成するための施策を推進する。（資料編P19）